

○建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第1項の規定に基づき
登録建築物エネルギー消費性能判定機関に行わせることとした建築物エネルギー
消費性能適合性判定の業務及び当該判定の業務の開始の日を定める告示

令和3年3月31日

告示第111号

(趣旨)

第1条 この告示は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第14条第1項の規定に基づき、国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）に行わせることとした建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務（以下「判定の業務」という。）及び当該判定の業務の開始の日を、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第10条の規定により定めるものとする。

（登録建築物エネルギー消費性能判定機関に行わせることとした判定の業務）

第2条 登録建築物エネルギー消費性能判定機関に行わせることとした判定の業務は、法第11条第1項及び第2項並びに第12条第2項及び第3項の建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部とする。

（登録建築物エネルギー消費性能判定機関の当該判定の業務の開始の日）

第3条 登録建築物エネルギー消費性能判定機関の当該判定の業務の開始の日は、令和7年4月1日とする。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日告示第79号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日告示第83号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。